

# シェアリングエコノミー促進に向けた 経済産業省の取組

平成30年9月

経済産業省 商務情報政策局

# J-Startup

- 選ばれた事業者を民間で集中支援し、成功モデルを創出する制度。

## ○仕組み

トップベンチャーキャピタリスト、アクセラレーター、大企業のイノベーション担当などが、ミッション・独創性・成長性等の観点からディープテック型、プラットフォーム型、SDGs型のスタートアップ企業を推薦。外部審査委員会が推薦内容を尊重しつつ審査。厳正なプロセスにより「J-Startup企業」を選定。

## ○支援内容

### 【政府】

政府の施策を活用する際に優先枠や加点制度を設ける。

- ・ J-Startupロゴの使用
- ・ 各種補助金等の支援施策における優遇、手続きの簡素化

### 【民間】

J-Startup Supportersによる支援

- ・ 自社顧客・関係会社の紹介
- ・ 事業スペースの提供・料金優遇



2018年6月に選定されたJ-Startup92社のうちシェアリング事業者は4社。

### (株)メルカリ

フリマアプリの企画・開発・運用



### (株)クラウドワークス

クラウドソーシング「クラウドワークス」を中心としたインターネットサービスの運営



### (株)ラクスル

インターネットを通じたクラウド型ネット印刷ネット運送サービス「ハコベル」の運営



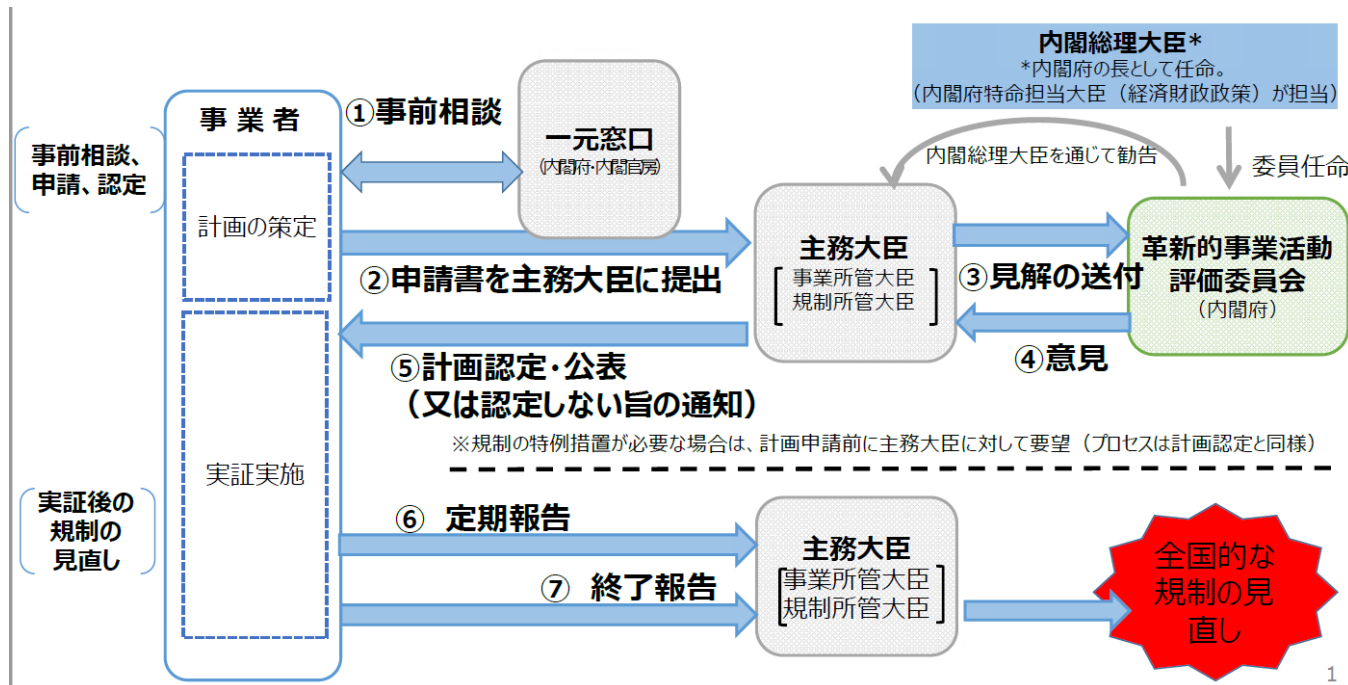
### (株)ビザスク

製造、ヘルスケア、IT等幅広い領域の経験知見をシェアするスポットコンサルティングサービス「ビザスク」の運営



# 規制のサンドボックス

- AI、IoT、ブロックチェーン等の革新的な技術やビジネスモデルの実用化の可能性を検証し、実証により得られたデータを用いて規制の見直しにつなげる制度
- 「生産性向上特別措置法」が平成30年5月16日に成立、6月6日に施行された。内閣官房の一元窓口にて相談を受付中。
- 平成30年8月31日、第1回革新的事業活動評価委員会を実施。委員会の運営規則等を確認。第2回については未定。



# グレーゾーン解消制度

- **グレーゾーン解消制度**：新たな事業を実施する前に、規制の適用の有無を確認できる制度。
- ① 行政機関が事業者へ回答する際の理由開示義務が無いため、回答趣旨が不明確でも問い合わせができず、新事業の実施に支障。(グレーゾーン解消制度)
- ② 適用可能性のある規制法令を特定できない、必要情報が記載された照会書等を作成できない等の理由により、行政機関の援助なしには制度の活用が困難。(グレーゾーン解消制度・新事業特例制度)

## 改正による制度の拡充

### ①行政機関による回答時の理由提示と回答公表を義務化 (グレーゾーン解消制度)

- 規制の適用関係における予見可能性を向上することにより、新事業を促進。
- 回答時の理由提示と公表により、他の事業者を含めた産業全体の新事業を促進。

### ②申請前の情報提供・助言等のサポート (グレーゾーン解消制度・新事業特例制度)

- 行政機関が、関係する規制法令の特定、照会書等の作成に必要な情報提供等を行う旨を規定し、制度の活用を促進。

### 事例

#### ○相乗りマッチングサービス

- スマートフォン用アプリを介して、自動車移動するドライバーと自動車の空席に実費相当を負担し相乗りする同乗者をマッチング。音楽やスポーツといったイベントの参加者がターゲット。



平成30年5月31日  
道路運送法に規定する「旅客自動車運送業」に該当しない旨を回答